

# 地球にやさしい家庭づくり

## 省エネで温暖化防止を

問 環境保全課 (☎235・4912)

環境問題は、深刻な問題として、日々、テレビや新聞などで取り上げられています。特に地球温暖化は、わたしたちにとって、すぐに取り組まなければならない最優先の問題です。地球温暖化の防止には、

多くの課題があります。家庭での取り組みをどのように進めていくかも、その一つです。そこで市では、環境問題について、家庭でできる「9つの省エネ作戦」(左参照)を作りました。内容

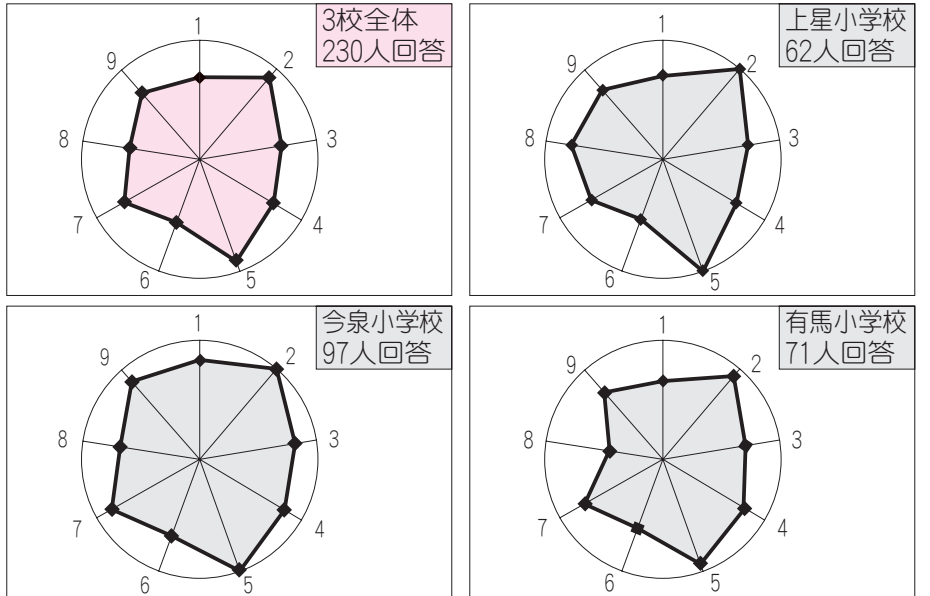
### 家庭でできる 9つの 省エネ作戦

- 作戦1** 暖房の温度を20℃以下にする
  - 効果** 冷房温度を1℃上げるよりも、暖房温度を1℃下げの方が、省エネできます(約4倍の二酸化炭素を削減)
- 作戦2** 人がいない部屋は電気を消す
  - 効果** 無駄な電力の使用を抑制できます
- 作戦3** 家の中や周りを掃除する
  - 効果** 家やましがきれいだと、気持ち良く生活でき、ごみもポイ捨てしにくくなります
- 作戦4** 家族みんなで、ご飯を食べる
  - 効果** 家族みんなでご飯を食べれば、電力・ガスの使用量を減らせます。また、家族のたんぱくも楽しめます
- 作戦5** ごみ・資源を分別し、減らす
  - 効果** ごみ・資源は細かく分別すれば、製品の原材料になります。また、ごみを減らせば、二酸化炭素の発生を抑え、温暖化防止にも
- 作戦6** 使わない家電製品のプラグを抜く
  - 効果** 一般家庭の電力消費量の10〜15%を占める待機電力を削減できます
- 作戦7** お風呂は続けて入り、追い炊きを控える
  - 効果** 家族が続けてお風呂に入れば、ガスの節約ができます
- 作戦8** 買い物は、マイバッグでレジ袋を使わない
  - 効果** レジ袋を使わなければ、原油の消費量と二酸化炭素の排出量を削減できます
- 作戦9** 近所には車で走らない。不要なアイドリングはしない
  - 効果** 車の使用を控えれば、環境だけでなく、経済的にも効果があります

### 市内の3小学校で「省エネ作戦」を実施

「9つの省エネ作戦」について、1月21日〜27日に、市内の小学校3校(上星・今泉・有馬)の5年生の家庭で、取り組んでいた結果を見たと、どの作戦も、よく実行されていて、普段から家庭で、省エネに取り組んでいることがわかります。特に、実行度が高かったのは、作戦2「人がいない部屋は電気を消す」と、作戦5「ごみ・資源を分別し、減らす」の二つです。一方、作戦4「家族みんなで、ご飯を食べる」と、作戦7「お風呂は続けて入り、追い炊きを控える」は、家族の生活リズムが異なるため、平日は実行するのが難しかったようです。※詳細は、市ホームページでもご覧になれます。

※毎日、家庭で、各作戦を◎(よくできた)・○(まあまあできた)・△(少しかつ)・×(できなかった)のいずれかで評価していただいたものを、集計しました(グラフ外側の数字は作戦番号)。※グラフが外側に広がるほど、実行度が高くなります。



- 作戦10** リッドの原油が必要ですが、マイバッグを持参すること
  - 効果** 家族が続けてお風呂に入れば、ガスの節約ができます
- 作戦11** 近所には車で走らない。不要なアイドリングはしない
  - 効果** 車の使用を控えれば、環境だけでなく、経済的にも効果があります

### 固定資産税評価額 縦覧をご利用ください

4月1日(火)〜6月2日(月)

4月1日(火)から、平成20年度固定資産税の評価額などを記載した、土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます(下表)。

▽期間 4月1日(火)〜6月2日(月)(土日祝を除く)の8時30分〜17時30分

▽場所 資産税課(市役所2階)▽持ち物 運転免許証など本人確認のできるもの。また、代理人の場合は、委任状等(法人の場合は代表者印の押印があるもの)と代理人自身の本人確認ができるもの。

※縦覧期間中は、納税義務者の方に、自己所有部分の固定資産名寄帳の写しを無料でお渡ししています。

「縦覧制度」とは 固定資産税を納めている方が、自己の所有している土地・家屋の価格について、ほかの土地や家屋の価格との比較を通じて、その価格が適正かどうかを確認できる制度です。

☎ 資産税課 (☎235・8596)。

縦覧できるもの	1. 市内に土地・家屋の両方をお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人の場合 ⇒ 土地・家屋の価格等縦覧帳簿 2. 市内に土地のみをお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人の場合 ⇒ 土地の価格等縦覧帳簿 3. 市内に家屋のみをお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人の場合 ⇒ 家屋の価格等縦覧帳簿
持ち物	本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証・固定資産税の納税通知書など) ※代理人の方は、委任状等(法人の場合は、委任状等に代表者印を押印したものと)代理人自身の本人確認ができるもの

### 第1回生きがいフェスタ開催

#### 生きがい会館で

市シルバー人材センターでは、第1回生きがいフェスタを開催します。これは、市内の高齢者の方に、仲間づくりや趣味を楽しんでもらおうと企画したものです。

高齢者生きがい会館を利用しての団体の作品展示や、同センターによるもちつき大会などを行います。ぜひご来場ください。

▽日時 3月30日(日)、10時〜16時(展示は27日(土)30日(日)、10時〜16時)▽会場 高齢者生きがい会館(杉久保89-5)▽入場自由。

※駐車場は数に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。

☎ (社)海老名市シルバー人材センター (☎237・3001)、市高齢福祉課 (☎235・4950)。